



発行所
札幌市大通西6丁目
北海道行政書士会
TEL 3881
振替口座小樽8224
印刷所
株式会社 正文舎印刷所
札幌市菊水西町2丁目
電話 7151~3番

新年を迎えて

北海道行政書士会長

渡 辺 慶 吉



会員の皆様、輝かしい昭和三十八年の初春を迎え、お目出度うございます。

昨年は報酬額の改訂や、会則の一部変更認可その他色々の事がありました。全会員の皆様に一致協力を戴き、その成果を得ました事は、新年を迎えるに当り誠に慶賀にたえません。本年は、私共が常に望んでおりました処の、行政書士法第十九条但し書きを削る条項の外十数ヶ条に亘る行政書士法の一部を改正する法

律案を議員提案として、次国会に提出、通過致させるべく、昨年十二月十五日、日本行政書士会連合会に、法改正特別委員会が設けられ、法改正を強力に推進する事になつております。この特別委員会の委員は、全国の単位会及び地元東京会より計三十一名の先生方が選出されており、内二名は本会から特別委員に選任されております。業務範囲の明確化を期するためには、第一の盲点である所の法第十九条但し書き全文削除等の法改正が一日も早くなされる事を希望すると共に、益々強化充実し、業界発展のため大飛躍を願う次第であります。尚本会の第三回定時総会も間近に迫りましたので、各支部に於かれましては、代議員の選出報告等、支部充実のため特段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。新年の御祝の言葉と致します。

会報
第七号
もくじ

新年を迎えて……会長……………1

報告事項

第五回理事会……………2

第六回理事会……………2

第七回理事会……………2

支部だより……………2

小樽支部……………3

連合会報記事の取消し……………3

日誌……………3

投稿……………4

投稿に感じて……………4

支部別会員数……………4

会員異動……………5

支部別滞納者数……………5

事務局だより……………5

報告事項

◎第五回常任理事会

とき 十一月十六日午後六時
ところ 会事務所
出席者 渡辺会長外十名

一、日行連理事会並びに支部長会の出席について
十一月二十三日東京都に於いて開催される連合会理事會並びに支部長会は行政書士法の一部改正案審議が主たる目的であり、本会運営上においても重要であり出席することに決定、藤山副会長を出席者とした。

二、業務範囲の打合せ開催について
法第一条二項及び法第十九条但書の業務について、本会は道内に連合を有する司法書士会、土地家屋調査士の代表者と打合せを開催して業務の境界を協定し、混乱のない様考慮して行きたい。

三、会費滞納者の状況並びに退会処分について
井上経理部長より十月末現在で十二月以上滞納者は三十九名あり、今迄七回に亘り督促をしているが、現在三十一名の該当者がいる旨報告された。

四、空知支部渡辺正会員について支部長の意見書に基き審議の結果、営業所の立地条件のみでは該当し兼ねるのでその旨支部長宛回答することに決定した。

五、会員名簿の作成について
最近会員異動が激しいので資料を得て作成配布する

◎第六回常任理事会

とき 十二月八日午後六時
ところ 会事務所
出席者 渡辺会長 外九名

一、法改正特別委員会出席について
連合会においては法改正特別委員会として全国より三十一名選出、うち北海道は左の二名を委員として来る十二月十五日東京都に於いて開催される会議に出席要請があった。

二、日行連理事会及び支部長会議出席経過報告
十一月二十三日東京都に於いて開催された会議の経過並びに会議の主目的であった行政書士法改正案の審議経過について詳細を報告した。

三、会則第五十八条二項該当者決定の件
第五回常任理事会に諮った催告の経過説明。催告後の納入者も相当数あり、次の理事会迄延引し充分な検討の上決定することとした。

四、会費減免について
小樽支部内山吉治会員 病氣入院中と聞き支部長が調査中に死亡したもので三十七年三月迄会費入金あり、三十七年四月以降を免除処理し弔慰金を贈ることとした。

◎第七回常任理事会

とき 十二月二十七日午後五時三十分
ところ 産業会館
出席者 渡辺会長外九名

小樽支部懇談会

於 朝里川温泉センター
月日 三七・一一・三
出席者 十二名

小樽支部懇談会開催の出席要請あり、渡辺会長、藤山副会長が出席して、左の議案に基き和やかなうちに有意義な会議を終了した。

〔懇談会議案〕

一、行政書士法の一部改正について
二、小樽支部規定について
三、会費納入方について
四、会費滞納者の処置について
五、綱紀委員の活動について
六、非行政書士の排除について
七、弔慰者の連絡方について
八、会費減免者、その他。

日行連発第二六一号

昭和三十三年十二月二十日

日本行政書士会連合会

会長 橋本雅晴

会報記事取消しについて
首題の件、先に送付したる会報第二号に掲載したる「自治行政第六七号」の記事は、小職の失誤により掲載したものに付、これを取り消しますから御了承下さい。

尚第三号会報は目下原稿集取につき、貴会においても是非御投稿下さるよう御願ひ致します。
原稿用紙は必ず同封のものを御使用下さい。締切は来る一月二十四日まで、三十八年度年暦早見表は別便にて発送致しましたから全員にお年玉として御配布下さい。

一、法改正特別委員会出席の経過報告(藤山副会長)
行政書士法の改正案は連合会において十一月二十三日第一回の審議を行い十二月十五日第二回の審議を以て最終案とした。旨報告あり、改正法の決定案を逐条説明し、尚特別委員会運営予算の関係もあり今後の会議は努めて東京都附近の委員に委任し、改正法案及び改正理由書の作成等には除外して貰い、法改正の大局の見地から協力することとした旨出席経過の報告があった。

二、会則第五十八条該当者の措置について
会則第五十八条二項の該当者は経理部において慎重に催告をして来たのであるが、現在二〇ヶ月以上の退会処分該当者が一〇名であり、他に四名は任意退会届を提出して来たものがある旨、井上経理部長から報告あり、二〇ヶ月以上の滞納者一〇名は十二月末日限りで処分することに決定した。

三、業務範囲(司、調、行)打合会の開催について
現在行政書士法の改正案の出ているときであるが、中央の状況からしても業務区分の明確化は難しいと感じられるので北海道自体で行政書士業務の認識を更に深めるため、これが研究をかねて行こうととし業務範囲事項の原案作成を会長、副会長が協議の上、委員若干名を選出検討の上、打合会開催の実施に入ることに決定した。

四、会則変更認可日の取扱について
会則変更の認可は知事が指令し、会則の附則三には「この会則は変更認可の日から施行する」とあり極めて明確なものであるが、本会の会則変更の認可日は昭和三十三年三月三十一日であり乍らその認可指令書の到達が六月四日であったため、その間の入会者に対し事務局は入会金、会費共認可後は値上げを受けることを口頭で伝達し、実際徴収は変更前の額で受領したのを認可指令書到達後、認可日からの差額支払方請求した。一部会員から「認可指令書到達のときから施行するものであり適及効果はない」とする意見があり、審議の結果「認可の日」から施行するのが正しいと決定したので事務局(経理)はそのよう取扱うことにした。

一日誌

11月2日 小樽支部懇談会、朝里川温泉において開催、本部よりの出席者会長渡辺慶吉、副会長藤山利夫

5日 第五号会報と報酬額改訂についての文書を単一会及各支庁宛発送。

6日 各支部長宛内容証明発送済の通知。

16日 第五回常任理事会開催、本会事務所において午後五時より。

17日 日本行政書士会連合会支部長会議出席通知。

21日 会費滞納者に内容証明書、通知者にハガキにて再督促。

23日 日本行政書士会連合会支部長会議開催。於 東京池袋、出席者副会長藤山利夫、副会長藤山利夫、日本行政書士会連合会より帰札報告。

26日 第六号会報刷り上り。

28日 第六号会報を会員及び各単一会に発送す。小樽支部より会員内山吉治死亡の通知あり。

7日 十一月分会員移動を道各支庁、各支部へ通知。

8日 連合会会報不足分当番。

14日 第六回常任理事会於本会事務所 午後六時より。

15日 連合会会費(十月、十一月、十二月分)送金。小樽支部会員内山吉治死亡に依る弔慰金送付、労働関係届様式申込二名、六法出版社へ通知。

21日 日本行政書士会連合会則改正特別委員会開催。於東京池袋。出席副会長 藤山利夫、理事會開催下打合せ渡辺会長、藤山副会長、日本行政書士会会報記事取消しについての文書到着。

24日 連合会会費領収書到着。行政書士法改正特別委員会委員名簿到着。

25日 十二月分会員異動通知を道、各支庁、各支部へ発送。

27日 第七回常任理事会開催。於産業会館 午後五時半より。

28日 各支部交付金送金。

投稿

不肖一行政書士として御参考迄私見の一端を述べたく拙筆を差上げます。失礼の段お詫言申上げます。利害関係もありますので氏名を匿名して置きますので御了承下さる様願ひ申上げます。

本会の発足以来各役員に於かれては自己の業務もかえり見ず会の為尽力下されている事を私共は誠に感謝に堪えません。厚く御礼を申上げます。

この役員方皆様の厚意に對し非協力的な会員の会費未納等は会の発展の為大きな支障を来している事は会員の恥でもあり、心痛の種でもあると存する次第であります。

この点に付きまして私達会員はその原因を申上げるなれば第一に非行政書士が多数散在している事実であります。

これは道知事各市長町村長の協力により各官庁受付窓口に非行政書士排除に協力して貰い法務局受付窓口と同様な取扱方法をして頂きたいと存する次第であります。再三より市町村長を通じて申達して居られる様子ですが一向にその効果はあらわれません。

一例を申上げるなれば

各宅地組合又は各宅地分譲の不動産業者が農地法の五法申請を作成して表面は料金は無料であるので行政書士法違反にならぬと述べ堂々と毎月相当数量の申請書を提出している次第であります。

この料金は世話料と称して不当な金額を増徴しているのは事実であります。

これらの行為を知っている行政書士は会に入会せず又は会費を未納して業務を行つてゐる状態です。私達の願いとすることはこれらの非行政書士の排除と、会員の行政書士の品位の向上と共に提出書類の会員番号並びに職印捺印の上提出する様関係受付窓口、特に農地

委員会に非行政書士の取締り方の通知及び会より直接不動産業者及び宅地組合等に警告等会員の為急速に処置方御取計下さい下されば幸甚の至りと存じ失礼をかえり見ず申上げた次第であります。(一行政書士)

投稿に感じて

副会長 企画部長 藤山利夫

本会の発展を憂慮されて右のような建設的な御意見を寄せられた一行政書士の方に感謝いたします。

本会は御承知のごとく、昭和三十五年十月一日行政書士法の改正に伴い強制会として設立せられ、既に二年有余を経ているのですが、登録者数八百余名を有し地域広汎な本道に法第十五条により一箇の会を設立し、各支庁が直接その行政指導に当たっているの、各支庁管轄地毎に(渡島、松山支庁は会員数と希望により一箇)十三の支部を設け運営している現況で当初は登録者に法第十六条の三による入会勧誘を主体事業として参り現在会員数は四六一名を数えるに至り、全国四六単一の会員数では第二位となつてゐるのであります。

次に吾々が品位を保持し、公正な業務を営むため報酬の改訂要望には役員が一丸となつてこれに当り、昨年三月当局の御理解ある改正公布を見たのであります。

またこれと併行して御指摘の非行政書士の問題は強制会設立以来の大問題であり、先ず一般啓蒙を図るべく自治省と道庁の後援を得て啓蒙ポスターを作成し、道内関係官公署に對して違反防止対策の依頼状を添えてお願いをし、又役員が直接関係窓口を訪問して違反防止の懇請を行う等昭和三十七年度は非行政書士対策

支部別会員数

支部名	入会	退会	計
札幌	2	2	108
札幌	0	3	39
札幌	2	1	31
札幌	2	2	64
札幌	1	1	64
札幌	0	0	8
札幌	0	0	8
札幌	0	2	51
札幌	0	2	30
札幌	0	0	10
札幌	0	0	30
札幌	0	0	13
札幌	1	0	15
計	8	13	461

(行政書士会)
第十五条 行政書士は、都道府県の区域ごとに、会則を定めて、一箇の行政書士会を設立しなければならない。

(入会)
第十六条の三 行政書士は、登録を受けた都道府県の区域内に設立された行政書士会に入会届を提出した時から、当該行政書士会の会員となる。

(非行政書士の取締り)
第十九条 行政書士会に入会している行政書士でないものは業として第一条(業務)に規定する業務を行うことができない。

に打込んで参つたのであります。

或る地方に於いては慎重に調査の結果会が告発し法第十九条一項違反者として司直に検挙されたものも二名あり、不本意乍ら行政書士法を遵守し、正しい業務を行う会員にとつて非行政書士の行為は許さるべきものではないと存じます。会は今年度事業としても重点的に取上げ、この問題と取り組んで行く方針ですので、投稿のように知れる違反の事実を具体的に会へ御通報を頂き、明るく正しい業務の営める行政書士会員たるべく、会員各位の御協力を切にお願いする次第であります。

会員異動

△入会者△

支部名	氏名	住 所	登録番号	会員番号	入会月日	備 考
札幌	山下 正義	札幌市南二条東二丁目二条ビル	第三十七号	四八七	37.12.1	
札幌	酒井 勇三	札幌市北十一条東一丁目	第三十七号	四八八	37.12.1	
札幌	梅田 初蔵	小樽市花園町東三丁目十五番地	第三十七号	四九〇	37.12.8	
札幌	北道亀以信	小樽市若竹町一五〇番地	第三十七号	四九二	37.12.12	
札幌	山下 吉男	空知郡南幌町市街地	第三十七号	四八〇	37.9.12	
札幌	家久 正一	歌志内市市本町四番地の四	第三十六号	四九三	37.12.15	
札幌	北垣 顯二	旭川市春光町六区無番地	第二十三号	四九一	37.12.12	

(入会者 八名)

△退会者△

支部名	氏名	住 所	登録番号	会員番号	退会月日	備 考
札幌	浜野 栄市	札幌市東苗穂町八十六番地	第三十五号	一五五	37.12.25	希望退会
札幌	木村 幸一	札幌市南二条東二丁目二条ビル	第三十五号	一七一	37.12.25	
札幌	黒島 吉郎	札幌市東苗穂町八十六番地	第三十五号	一五五	37.12.31	会則第五十八条第二項による
札幌	洗 俊郎	函館市宮前町一九二番地	第二十七号	五六	37.12.31	
札幌	成田 繁男	亀田郡七飯町字本町五三三	第二十六号	五九	37.12.31	
札幌	内山 吉治	余市郡大江村大字仁木村二七	第二十六号	二七四	37.12.25	死亡による
札幌	大西 光義	歌志内市神威美山町	第二十九号	九九	37.12.31	会則第五十八条第二項による
札幌	竹内 茂一	雨竜郡深川町字森元町	第三十六号	一三一	37.12.31	
札幌	石田 克己	江別市上江別一三三	第四十六号	二二三	37.12.31	
札幌	藤井 清	北拓林業KK社宅石田静剛方	第四十六号	一六四	37.12.31	
札幌	鈴木 五郎	網走市南六条東一丁目二番地	第二十六号	二七〇	37.12.31	
札幌	津田 忠八	網走市南六条東一丁目二番地	第二十六号	二七〇	37.12.31	
札幌	牧田 文四郎	室蘭市輪西町(市役所前)	第三十三号	二四〇	37.12.25	病気の為

(退会者 十三名)

支部別滞納者数

支部名	6ヶ月以上 12ヶ月以上	計
札幌	23	23
札幌	13	13
札幌	3	3
札幌	13	13
札幌	7	7
札幌	1	1
札幌	2	2
札幌	0	0
札幌	3	3
札幌	0	0
札幌	1	1
札幌	5	5
札幌	2	2
札幌	10	10
札幌	4	4
札幌	0	0
札幌	4	4
札幌	3	3
札幌	0	0
計	77	92

備考 20ヶ月以上滞納者は37.12.31付で会則第58条2項による退会処分をした。

事務局だより

会費の納入方法について

会費の送金はかねてから御願ひしてありますが、未だに現金や切手を封書で御送りになる方が居り大変迷惑をしております。若し紛失しても責任を負えませんので必ず振替送金をして下さい。振替料金は送金者の負担であり、且つ領収書は振替控で替えることとしてあり、本会から発行致しませんので大切に保存して下さい。



謹しんで

新年を寿ぎ

会員各位の飛躍の年で

ありますよう

祈り致します

[illegible]

監 事 榎 波 弥 一 郎 (帶広)	監 事 山 木 松 (空知)	監 事 長 山 正 平 (札幌)	理 根 室 支 部 長 事 坂 本 福 治 (根室)	理 事 尾 越 勝 典 (釧路)	理 事 佐 々 木 行 雄 (常広)	理 日 高 支 部 長 事 石 本 則 善 (日高)	理 室 蘭 支 部 長 事 灰 原 恭 広 (室蘭)
---	-----------------------------------	--	---	--	---	---	---

編集あとがき

今年は法の改正をし、大いに飛躍の年たらんことを期待していますので、本会発展のために、会報記事の多き様奮つて御投稿願います。会員各位の益々御発展あらんことを願いたします。